第五十七条から第六十四条までを次のように改める。

第五十七条から第六十四条まで　削除

（火薬類取締法の一部改正）

第二百十五条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の二中「（試験の結果についての処分を除く。）」及び「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第五十五条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第二百十六条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百五十九条第六項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二百八条中「行政不服審査法による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会の上級行政庁とみなす。

（鉱業法の一部改正）

第二百十七条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求等」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　審査請求等

第百二十六条の前の見出しを「（意見の聴取）」に改め、同条中「についての審査請求又は異議申立て」を「又はその不作為についての審査請求」に、「これ」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求」に、「審査請求又は異議申立てを受理した日」を「当該審査請求がされた日（同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、「以内に、」の下に「審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。第百二十八条において同じ。）による」を加える。

第百二十七条第一項中「又は異議申立人」を削り、同条に次の一項を加える。

3　前条に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前条の意見の聴取については、同法第三十一条第三項から第五項までの規定を準用する。

第百二十八条中「又は異議申立人」を削る。

第百二十九条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第三十四条」を「行政不服審査法第二十五条」に改め、「、又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止をしたとき」及び「又は異議申立人」を削り、「第三十五条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）」を「第二十六条」に改める。

第百三十一条の見出し及び同条第一項中「又は決定」を削り、同条第二項中「又は決定書」を削る。

第百三十四条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十二条」に、「処分庁」を「処分をした行政庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、同条第三項中「又は異議申立て」を削る。

第百三十五条を次のように改める。

第百三十五条　削除

（採石法の一部改正）

第二百十八条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「による処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第三十八条中「（を除く。）」の下に「又はその不作為」を加え、「、同法第百三十五条の規定は、これらの処分の取消しの訴えに」を削り、「又は異議申立人」とあるのは「」を「審査請求人」とあるのは「審査請求人」に、「又は異議申立人及び」を「及び」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第二百十九条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第七十七条中「（試験の結果についての処分を除く。）」を削り、「不作為」を「その不作為」に改め、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の上級行政庁とみなす。

第七十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「除く。）」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は、その処分に係る者」を「は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人」に改め、「上、」の下に「同法第十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「その処分に係る者」を「審査請求人」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

第七十八条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（航空機製造事業法の一部改正）

第二百二十条　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「経済産業大臣は、」を削り、「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「異議申立てを受理したときは、異議申立人」を「審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により